

笛吹市

# 議会だより

平成27年7月22日発行

2015

Vol.43

議会基本条例を制定 ③

議長交際費と政務活動費 ⑨

一般質問 ⑫

委員会レポート ⑱



FUEFUKI CITY

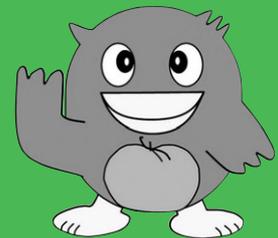


笛吹市

# 議会だより 2015 Vol.43

表紙 ..... 1  
 あんない・議会日誌・会期日程 ..... 2  
 議会基本条例 ..... 3 ~ 8  
 会議規則の一部改正 ..... 8  
 議長交際費と政務活動費 ..... 9  
 提出案件一覧 ..... 10  
 意見書 ..... 11  
 一般質問( 11人 ) ..... 12 ~ 17  
     渡辺 清美議員   野澤今朝幸議員   古屋 始芳議員  
     亀山 和子議員   保坂 利定議員   渡辺 正秀議員  
     川村 恵子議員   中川 秀哉議員   神宮司正人議員  
     荻野 謙一議員   志村 直毅議員  
 委員会レポート ..... 18 ~ 19  
 市民リレートーク / 編集コラム笛吹川 ..... 20

## あんない CONTENTS



### 議会日誌 GIKAI diary

#### 3月 March

- 2日 第1回定例会本会議(一般質問)
- 4日 各常任委員会
- 5日 各常任委員会
- 6日 工事入札調査特別委員会準備会、委員会
- 10日 議会運営委員会、全員協議会、第1回定例会本会議
- 11日 市内中学校卒業式、峡東地域広域水道企業団議会全協・本会議
- 12日 各常任委員会
- 13日 各常任委員会
- 16日 各常任委員会
- 17日 全員協議会
- 20日 議会運営委員会、全員協議会、本会議
- 24日 市内小学校卒業式
- 26日 東八代広域行政事務組合議会・議会改革委員会
- 27日 議会広報編集委員会、甲府・峡東ごみ処理施設事務組合議会
- 30日 釈迦堂遺跡博物館組合議会全員協議会・本会議

#### 4月 April

- 1日 笛吹市消防団入退団式
- 5日 第11回笛吹市桃の里マラソン大会
- 7日 議会広報編集委員会
- 10日 「笛吹市桃源郷の日」イベント
- 12日 金比羅神社奉納書道展表彰式
- 14日 山梨県市議会議長会定期総会、議会改革委員会
- 15日 大神幸祭(おみゆきさん)
- 17日 第1回全国桃サミットin笛吹

- 20日 議会と市民の意見交換会
- 21日 議会と市民の意見交換会
- 26日 川中島合戦戦国絵巻
- 28日 定例全員協議会
- 30日 平成27年笛吹市植樹祭

#### 5月 May

- 12日 一般廃棄物最終処分場建設工事安全祈願祭
- 13日 議会改革委員会
- 18日 リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会27年度総会
- 26日 全員協議会
- 27日 関東市議会議長会第81回定期総会
- 30日 芦川すずらんまつり開会式

#### 6月議会・会期日程報告

- 6月4日(木) 議会運営委員会  
・ 全員協議会
- 6月11日(木)  
開会  
・ 本会議  
・ 会議録署名議員の指名  
・ 会期の決定  
・ 市長施政方針  
・ 提出議案の説明  
・ 総括質疑・付託
- 6月12日(金) 15日(月)  
・ 一般質問
- 6月18日(木) 24日(水)  
・ 各常任委員会 付託事件審査
- 6月26日(金) 議会運営委員会  
・ 全員協議会  
・ 本会議  
・ 各委員会の審査報告  
・ 質疑・討論・採決  
閉会

# 笛吹市議会基本条例

市民に開かれた議会を目指して

全会一致で可決・制定

## 笛吹市議会基本条例

前文

笛吹市議会は、市民から直接選ばれた議員で構成される議事機関であり、笛吹市の政策を審議し、意思決定、政策立案、行政の監視を行う責務がある。

市長と議会の議員は、二元代表制の趣旨をふまえ、相互に競い合い緊張を保ちながら、市民に信頼される市政の実現を目指さなければならぬ。

笛吹市議会はその責任を果たすため、議会と議員の使命と役割、市民と議会との関係、市長と議会との関係を明らかにし、市民の負託に応え、公平公正で開かれた議会運営を実現することを決意し、笛吹市議会基本条例を制定する。

【解説】

・議会基本条例は、「議員の活動原則等を盛り込んだ議会の運営原則」です。  
・信頼される議会を目指し、市民の負託に「公平、

公正、公開」の姿勢で臨むこと、相互に競う「二元代表制」（機関競争主義）の一翼としての役割と実践、「議会の目指すべき姿」と「議会としての決意」を宣言しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、市民の負託に応える開かれた議会を実現し、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

市民の負託に応え、開かれた議会を実現し、市民が安心して生活できるまちづくりに貢献していくことを定めています。

（議会の使命）

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であり、市民の負託に応える最良の議

多くの議員から、本来の議会の姿を実現するために改革の提案が多く出され、平成23年10月に議会改革検討委員会を設置しました。

以来、30数回にわたる議論、パブリックコメントや議会と市民の意見交換会などにおけるご意見、また、ご提案を踏まえ、6月定例会最終日の6月26日本会議で、笛吹市議会基本条例が原案の通り全会一致で可決され、7月3日に公布・施行されました。



### 議会改革の決意

全国的な地方議会への不信は大きく、笛吹市議会は自らの問題と受け止め、改革・改善を行うことを決意しました。市民から信頼される議会、本来の議会の姿を実現する議会への改革提案が出され、二元代表制の議会としてあるべき方向を一つにし、議会改革論議を進めて一定の合意に至りました。

### 基本条例ができるまで

平成23年10月、議会改革検討委員会での条例制定に向け検討することを決定し、議会基本条例検討小委員会を設置。小委員会23回、議会改革検討委員会10回のほか、全議員による検討会や協議会への報告など多くの議論を重ね、27年1月に議会改革委員会で最終案を了承し、パブリックコメントや市民ミーティングにかける案を承認しました。

事を行い、笛吹市の意思決定を行うことにより、執行機関である市長、主権者である市民と共に、現在と将来にわたる市民の福祉の向上を目指すものである。

#### 【解説】

・議会は、市民を代表する機関、議事機関、意思決定機関です。

・執行機関と主権者である市民とともに、現在と将来にわたる市民福祉の向上を目指していくことを、議会の使命と位置付けています。

### 第2章

#### 議会及び議員の活動原則

##### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映するように努める。

(2) 議会は、開かれた議会運営と市民参加の機会の拡充に努める。

(3) 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることから、議員相互の

自由な討議を重んじなければならぬ。

(4) 議会は、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなくてはならない。

(5) 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と緊張ある関係を保ち、政策及び事務の執行を監視し、評価しなければならない。

#### 【解説】

・市民の多様な意見反映に努め、開かれた議会運営と、市民参加の機会拡充に努めます。

・議員相互の自由な討議と、意思決定の過程を明らかにする責務があります。

・政策形成機能を強化し、市民の意見を生かす機関として、執行機関との緊張関係を保ち、監視・評価を行います。

##### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分認識し、議員

相互の自由な討議を行う。

(2) 議員は、二元代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して、誠実かつ公正に活動する。

(3) 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽や資質向上に努め、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとるものとする。

(4) 議員は、議会活動を行うにあたり会派を結成することができる。

#### 【解説】

・議員間討議による合意形成と、市民全体の福祉向上を目指します。

・多様な市民の意見を把握し、自己研鑽と法令を遵守し、市民代表として自覚ある活動が求められています。

### 第3章 議会と市民との関係

#### (市民との関係)

第5条 議会は、市民を代表する機関として、議会に関する情報を公開するとともに、市民と情報を共有し、積極的に説明責任を果たすものとする。

2 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議、委員会、その他の会議(以下「本会議等」という。)を原則公開とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

3 議会は、年1回以上議会報告会等の意見交換の場を設け、市民の政策提案の機会を拡大するよう努める。

4 議会は、広報紙、その他の媒体を用いて、議会活動に関わる情報の発信とともに市民の意見の把握に努める。

5 議会は、市民の意見、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、審議においては、必要に応じて市民、請願者及び紹介議員等の意見

を聴く機会を設けるものとする。

#### 【解説】

・議会情報を公開し、市民と情報共有し、説明責任を果たすこと、議会の会議を原則公開し、市民の政策提案機会に努めるなど、市民との関係を向上させていくことを目指しています。

・市民意見の把握と、積極的に参考人制度などを活用し、意見聴取の機会を創出します。



新道峠から見る富士山

第4章  
議会と行政との関係

(市長等との関係)

第6条 議会は、二元代表制の下、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

【解説】

・議会と行政の関係で、地方自治のしくみである二元代表制のもとで、議会としての役割を果たしていくことを規定しています。

二元代表制

「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度で、どちらも市民の代表であるため、議会と市長は



議場のある八代庁舎

対等の機関として、お互いに抑制・協力し、緊張感を持ちながら自治体の運営に取り組み制度です。

(本会議等の質疑応答)

第7条 議員及び市長等は、本会議等における質疑応答を、原則として、一問一答の方式により、論点を明確にして行うものとする。

2 議会は、本会議等の質疑において、提案者に対し、的確な回答とともに、必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長等は、本会議等の質疑応答において、質疑の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て、反問できる。

【解説】  
・本会議や常任委員会・特別委員会などで、原則として一問一答で論点を明確にして質疑を行います。

反問権  
市長や職員が、議長の許可を得て議員の質問に対し、論点・争点を明確にするため、反問することができます。政策過程の

説明責任を執行部に求める上で、有意義な議論を行うための反問を可能とします。反問されることで筋書きのない展開が生まれ、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に臨む必要があります。

(市長等の政策形成過程における説明責任)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置



八代小2年生が議場見学(7月)

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

【解説】

・議会の審議を充実させるため、政策形成段階からの必要な情報の提供と執行機関の説明責任が不可欠です。

(市長の予算・決算における説明責任)

第9条 市長は、予算編成方針を定めたときは、当該予算編成方針及び市政運営に関する方針について、議会に速やかに説明しなければならない。

2 市長は、予算案及び決算を議会に提出し議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策又は事業別の説明及び資料の提出に努

めるものとする。

【解説】

・執行機関が予算編成方針を定めたときは、速やかに議会に説明し、議会の討議に役立てるようにします。

・予算案や決算認定案を議会に提出し、議会が審議する場合、分かりやすく審査の参考となる説明を、資料の提出とともに行うよう求めています。

(附属機関等への参加)

第10条 議員は、市長等が設置する政策立案に関する審議会等、附属機関への委員としての参加は、法令、条例等に定めのあるものを除き、原則参加しないものとする。

【解説】

・議会は申し合わせにより、平成19年度から執行機関が設置する審議会等への委員として議員が参加することを、法定によるものを除き見合わせています。

・これは、議会が執行機関の設置する審議会等に参画することで、議会審議や議決の際に支障が生じるといった考え方によります。

第5章  
議会の機能強化

(執行の監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行について、議案の審査及び議決並びに事務の調査によって、監視及び評価を行う。

2 議会は、議会が必要と認める事項について、施策及び事業の調査並びに評価を行う。

3 議会は、市民に対し、市長等の事務の執行についての評価を明らかにするとともに、市長等に対し、必要な提言を行うものとする。

【解説】

・議会が行う行政の監視・評価は、調査機能を十分に発揮し評価することで、執行機関と緊張関係を保持しながら、まちづくりの充実に努めます。

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査

にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努める。

3 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策の立案、提案及び提言に資するため、政策討論会を開催するものとする。

【解説】

・議会は多様な市民の代弁者として、本会議や委員会審査など会議を行う場合には、議員相互の自由討議を活発に行うことで、合意形成を図ります。

・重要な政策課題等について、開かれた議論と合意形成を図るため、政策を討論する機会を設け討議します。

(政策の立案、提案及び提言)

第13条 議会は、政策立案の機能強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行う。

2 前項の政策の立案、提案及び提言(以下「政策立案等」という。)に当たっては、市民との連携、議会による監視及び評価並びに議会の研究成果等をふまえて行うものとする。

3 市長等は、議会の政策形成等の活動のため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるように努めなければならない。

4 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、研修の充実強化に努めなければならない。

【解説】

・議会の重要な機能として、市民との連携や議会による研究等を踏まえ、政策等の立案や提言などを行うことを規定しています。

・財政措置や必要な情報提供等を講じるよう執行機関に求め、議会の研修の充実強化も行います。

(参考人及び調査機関)

第14条 議会は、議案等の審査及び政策等の提案のため、本会議等において参考人を呼ぶことができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決

により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

4 第2項に規定する調査機関に別に必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

・議案審査や政策等の検討に当たり、積極的に会議に参考人を招いて意見聴取し、討議の参考とともに議会への市民参加を促します。

・従来の地方自治法第138条の3の規定の反対解釈ではなく、議会機能の強化の観点から、議会の組織自律権として附属機関の設置を行えるよう定めています。

(政務活動費及び議長交際費)

第15条 議員は、政策立案等のために、政務活動費を有効に活用するとともに、その適正な執行及び市民に対する説明責任を負う。

2 政務活動費を受けた会派及び議員は、市民に対し公正かつ透明性の観点か

ら、その使途及び活動状況を明らかにし、報告しなければならない。

3 議長交際費は、その使途及び活動状況について、前項と同様とする。

4 前2項については、毎年その内容を公表するものとする。

【解説】

・議員に支給される政務活動費について、適正な執行と情報公開による説明責任を規定しています。

(議会の条件整備)

第16条 議会は、議会の使命を達成するために次に掲げる条件整備を行う。

(1) 議会事務局の機能の強化

(2) 議会図書室の充実

(3) 条件整備に必要な予算の確保

【解説】

・議会の機能強化の条件整備として、議会事務局の機能強化、議会図書室の充実、必要な予算確保の3点を盛り込んでいます。

第6章  
定数等及び政治倫理

(議員定数)

第17条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来展望並びに市民の多様な意見を反映する議会機能等の視点を十分に考慮することとする。議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用するものとする。



笛吹市役所本館

【解説】

・議員定数の改正は、議会・議員の活動状況と市民意見も参考にし、検討することを定めています。

・二元代表制の合議機関としての議会の機能や役割を、自治体の将来像等の検討とともに吟味して改正することとしています。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正にあたっては、市政の現状と課題及び将来展望並びに市の財政状況等を十分に考慮するとともに、笛吹市特別職報酬等審議会の意見を参考にすることを定める。

【解説】

・議員報酬について、改正の場合の手続きについて定めています。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、笛吹市議会議員政治倫理規程(平成21年笛吹市議会規程第2号)を遵守し、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しては

ならない。

【解説】

・議会議員政治倫理規程の遵守とともに、議員に対し、自覚と責任に基づいた行動を求めています。

第7章 議会改革

(議会改革)

第20条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議員で構成する議会改革委員会を設置し、毎年その取り組み内容と成果について公表するものとする。

【解説】

・議会は、信頼され負託に応える存在として、常に改革の努力を行います。

第8章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であるとともに、議会における最高規範であつて、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例

との整合を図るものとする。

【解説】

・議会基本条例は、議会に関する最上位の条例であり、議会関係の他の条例や決まりなどは、本条例との整合性を図ります。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

【解説】

3 議会は、この条例を改正する場合は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案するとともに、本会議において、改正の理由及び背景を十分説明しなければならない。

【解説】

・議会基本条例の見直しについて、改選後の議会における条例の検討や、必要な制度改善を行うための手続



リアの見える仮設展望台(八代ふるさと公園)

きについて定めています。

・条例制定後、議会基本条例に基づく議会報告会等の制度設計に速やかに着手し、見直しの際は具体的な取り組みの実施状況も含め、検討します。

・議会基本条例の改正は、市民の意見や社会情勢の変化を考慮し、その理由を明らかにすることとしています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 「議会基本条例」について議会と市民の意見交換会でこんな意見が出されました

## 学びの杜みさか

(4月20日午後7時～9時20分)

参加者 36人

議員 18人

## スコレーセンター

(4月21日午後7時～9時)

参加者 18人

議員 13人



議会と市民の意見交換会の様子

**Q** 議会基本条例をなぜ、いま制定するのか。  
**A** 地方議会への国民、市民の不信が非常に高い。議会が既に行っていることも含め、明文化して議会の方向を示し、市

民が議会の活動をチェックするため条例の制定を行います。

**Q** 議会報告会が年1回では少なすぎるのでは。  
**A** 条例で実施をすることを決め、時期や回数、

テーマなどは今後、市民の意見を聞きながら取り組みます。

**Q** 議員活動が市民に見えるよう努力してほしい。  
**A** 市民全体の周知は、議員が多様なやり方で行い、積極的に対応します。

**Q** 議会の活動が見えない。  
**A** 本会議や委員会も傍聴可能。広報など広い媒

体を活用も工夫します。  
**Q** 条例には当たり前のことしか書いてないようだが。  
**A** 制定はスタートライン。討論、政策の立案、提案・提言など確実に進めます。

**Q** P D C A サイクルが4年では遅いのでは。  
**A** 条例自体の内容は選挙後に検証していきま

す。新しい議会構成で基本条例の認識を高め、議会改革は不断に行います。

(これ以外にもさまざまなお意見が出されました)

## 規則の一部を改正

この改正は男女共同参画を考慮し、女性議員が出産のため出席できないときの条項を改正したものです

笛吹市議会会議規則の一部を改正する規則

笛吹市議会会議規則

(平成16年笛吹市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第16条中「法第115

条の2」を「法第115条の3」に改める。

第81条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日

数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の男女共同参画の状況に鑑み、男女共同参画を考慮した議会活動を促進することを目的とするため、会議及び委員会への出席による欠席に関する規定の所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

# 議会基本条例の制定に伴い、毎年度終了後に「議長交際費」と「政務活動費」を報告します

## 平成26年度 議長交際費の支出状況

・議長交際費は、議会を代表して各種行事など対外的な活動をするため要する経費で、「笛吹市議会議長交際費支出基準」に基づき執行しています。

[単位：円]

	慶 祝		弔 意		会 費		賛 助		合 計	
件数・金額	3件	15,000	1件	10,000	5件	30,000	2件	17,500	11件	72,500

## 平成26年度 政務活動費の収支状況

・政務活動費とは、地方自治法に基づき、笛吹市議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則を定め、議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派および議員に対し交付する経費です。

交付金は、1人当たり月額10,000円に会派の人数を乗じた金額となり、年2回に分けて交付します。交付金額に残額が生じたときは、市へ返還します。

[単位：円]

会 派	人 数	交付金額	支出金額							合 計
			研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費	その他経費	
笛 新 会	8	960,000	0	499,696	0	59,542	409,611	0	0	968,849
誠 和 会	4	480,000	5,400	258,190	0	148,464	26,702	0	0	438,756
公 明 党	3	360,000	29,320	0	0	25,983	0	0	0	55,303
笛政クラブ	3 ( <sub>1</sub> )	440,000	0	195,692	0	244,115	0	0	0	439,807
日本共産党	2	240,000	48,400	5,000	0	140,960	510,578	0	0	704,938
無 会 派	1 ( <sub>2</sub> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 交付金は平成26年度分（平成26年4月～27年3月まで）となります。
2. 預金利子が発生している場合は、笛吹市の雑入として処理しています。
3. 支出金額に充てられる額は交付金額までとなり、支出超過分は各会派の負担としています。
4. 1 11月に会派人員に変更があり、4人から3人となりました。
5. 2 11月に大久保議員が議長就任に伴い、会派離脱し無会派となりました。

## 議員表彰

### 祝 大久保俊雄議長が10年以上表彰を受賞

大久保俊雄議長が、全国市議会議長会において、議員在任10年以上表彰を受け、6月26日の本会議で、北嶋副議長から表彰の伝達を受けました。



# 平成27年6月定例議会提出案件一覧表

(大久保俊雄議長を除く)  
賛成 反対

種別	案件名	笛新会				誠和会				公明党		笛政クラブ		日本共産党	無党派	結果							
		北嶋恒男	野澤今朝幸	海野利比古	保坂利定	岩沢正敏	神澤敏美	荻野謙一	神宮司正人	小林始	中村正彦	古屋始芳	梶原清	中川秀哉	渡辺清美		川村恵子	上野稔	前島敏彦	志村直毅	渡辺正秀	亀山和子	大久保俊雄
専決処分 (1)	・ 税条例等の一部改正についての専決処分の承認																						
	・ 都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認																						
	・ 国民健康保険条例の一部改正についての専決処分の承認																						
	・ 国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認																						
	・ 職員給与条例の一部改正についての専決処分の承認																						
	・ 平成26年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認																						
	・ 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認																						
	・ 平成26年度介護保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分の承認																						
	・ 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認																						
・ 平成26年度公共下水道特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認																							
・ 平成26年度水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分の承認																							
条例改正	・ 介護保険条例の一部改正																						可決
平成27年度補正予算	・ 一般会計補正予算(第1号)																						可決
	・ 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)																						
	・ 介護保険特別会計補正予算(第1号)																						
	・ 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)																						
	・ 公共下水道特別会計補正予算(第1号)																						
	・ 水道事業会計補正予算(第1号)																						
・ 市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)																							
その他	・ 市道廃止																						議 長 可決
	・ 市道認定																						認定
	・ 字の区域の変更																						可決
	・ 財産の取得(境川寺尾緑地整備事業)																						
	・ 動産の取得(教職員一人一台パソコン仮想化機器購入)																						可決
	・ 動産の取得(業務系仮想クライアント用仮想化基盤機器購入)																						
・ 契約の締結(石和図書館及びスコレーセンター改修工事)																						可決	
・ 契約の締結(芦川小学校擁壁他改修工事(第1工区)(債務))																						可決	
人事	・ 人権擁護委員の候補者の推薦																						承認
請願審査 (2)	・ 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書																						採択
議員発議	・ 議会基本条例の制定																						可決
	・ 議会会議規則の一部改正																						
意見書 (3)	・ 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しに関する意見書の提出																						可決
	・ 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出																						
	・ 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出																						

〔用語解説〕

- 1 専決処分とは... 議会の議決が必要な事項を、市長が議会に諮らず自分で決めること。  
緊急で議会を招集する時間がない時など限られた場合のみ認められる。
- 2 請願とは..... 住民が市政等について直接市議会に要望できる制度。(必ず議員の紹介が必要)
- 3 意見書とは..... 議会としての意見や希望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出することができる。  
住民代表である議会の総意として尊重される。

## 意見書

### 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

- 1 人口減少問題に取り組み地方創生作業が進む中、医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たって、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の施策を進めることが必要であり、子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日  
山梨県笛吹市議会  
議長 大久保 俊雄

#### 【提出先】

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣、総務大臣

## 意見書

### 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進し、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策の具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事

例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極め、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日  
山梨県笛吹市議会  
議長 大久保 俊雄

#### 【提出先】

内閣総理大臣  
厚生労働大臣

## 意見書

### 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

- 1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。
- 1、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日  
山梨県笛吹市議会  
議長 大久保 俊雄

#### 【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官  
文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

6月  
定例議会

市民の声

# 一般質問

6月定例議会では、11人の議員が一般質問に立ち、市の考えをたどしました。以下は質問と答弁を要約したものです。



## 一般質問

### 問 水銀使用製品の回収を

### 答 適切な処理を実施



渡辺清美議員  
(公明党)

**渡辺清美議員** 強い毒性を持つ水銀は、一度環境に排出されてしまうと循環しながら残留し、生物に蓄積される。水銀が使用されている製品なのか判断が難しいものもある。分別収集している自治体は約7割に留まる。回収方法もまちまちで、蛍光灯の回収・運搬中に破損し、水銀を排出してしまうケースも珍しくない。本市における、適切な回収に対する取り組みは。

**鶴田市民環境部長** 家庭内から出る水銀使用製品の乾電池が年平均で17,850kg、蛍光灯7,300kgが回収されている。蛍光灯は地区の粗大ごみ収集時割れないようひとまとめにして個別に収集し、専用容器に一時保管後、水銀処理が可能な会社で適切にリサイクル処理している。

### 問 空き家対策、跡地の有効利用は

**渡辺議員** 管理不十分な空き家は、老朽化し災害時の避難や消防の妨げになりかねない。ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火なども懸念され、景観にも悪影響を与える。売却や賃貸を希望する空き家情報を提供することで、有効活用を促す「空き家バンク」の推進は。跡地の有効活用は。

### 答 対策協議会を設置する

**成島経営政策部長** 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、庁内の推進体制の確立を図っており、今後、対策協議会の立ち上げを考えている。昨年7月より空き家バンクを運用しており、2件が成約した。現在、利用希望者が32人、空き家物件が3件登録されている。登録物件を拡大する施策を検討し、取り組みを進めたい。また、跡地活用も盛り込んだ空き家対策計画を策定したい。

**問** ミズベリング構想における  
N T T用地の整備事業は

**答** 中核事業として位置づけている



野澤今朝幸議員  
( 笛新会 )

野澤今朝幸議員 「ミズベリング公園整備事業」のN T T用地取得の今後のスケジュールは、市民ミーティング・パブリックコメントの結果は、市民からのアイデア募集の結果は、プロポーザルの実施要領は、プロポーザルへの市民のアイデアの取り込みは、宿泊客数・経済波及効果等の数値目標は、N T T用地活用をミズベリング構想から切り離すことは、N T T用地活用として「全天候型空間整備」の提案は、ミズベリング公園整備事業を断念する事態は、成島経営政策部長 N T T用地活用は構想の中核。構想実現に向け10テーマの検討会議を設置した。年度

内には整備内容を具体化したい。

出席者が少なかった。更なる情報発信に努め、市民の理解を深めたい。誘客施設、N T T用地活用、観光振興策などについて101人、延べ216件のアイデアをいただいた。施設規模1、500〜2、000㎡で8億円以内の建設費及び運営費を回収できる採算性、宿泊客の増加や経済波及効果が見込まれる提案を5月29日から7月31日の間、募集している。

歴史文化・商業・自然環境・娯楽・健康・芸術美術・スポーツの7分野のテーマで反映した。

2020年の東京オリンピック開催年までに、宿泊者数を年間20万人経済波及効果を30億円増やすことを目標としている。

N T T用地活用は中核的事業。構想から切り離すことは考えられない。直売所やマルシェなどとともに、全天候型施設の提案もある。検討会議で幅広く意見を伺い進めていく。N T T用地は、石和温泉の集客拠点。断念する事態は想定していない。

**問** 観光立市笛吹の現状と課題は

**答** ミズベリング構想を推進



古屋始芳議員  
( 誠和会 )

古屋始芳議員 桃源郷春まつりの検証は。各種イベントの集客数は。夏以降の催しは。

インバウンドツアー、外国人観光客への対応は。観光スポットの整備、観光資源の開発は。

観光物産連盟と観光協会、各種観光関係団体の一体感。物産連盟事務所の独立は。

新しい観光ビジョンの策定は。

飯島産業観光部長 概ね順調に開催できた。会場の八代ふるさと公園、花鳥の里スポーツ公園への来場者は1万人、川中島合戦絵巻は4万人、全体では8万6千人の来場者があった。夏に向け、いさわ鶉飼、連夜花火、いちのみや大文字焼き、石和温泉花火大会と続く。ミズベリング構想でインバウンド

を重要な柱として取り組む。今年度の国の交付金を活用し、無料WiFiスポットへの設置補助、スマートフォンアプリ開発による観光情報発信、観光物産連盟のホームページ「ふえふき観光ナビ」の英語版整備も行う。石和温泉組合は外国語標記のまち歩きマップや食事メニューの作成に取り組み、観光物産連盟はインバウンドに精通した専門家を配置した。新道峠の道路拡幅、駐車場整備は今後の検討課題。昨年開催した、大蔵経寺山から兜山のトレイルランは好評。継続開催のためコース整備に努める。リニアの見える丘は観光の目玉。来年4月に向け整備する。観光物産連盟傘下の各地区観光協会や商工会・旅館組合等との連携・協力は不可欠。更なる一体感の醸成を推し進める。物産連盟の独立については、3年後を目途に、関係団体と協議したい。ミズベリング構想で重点的に観光振興を図り、新たな観光ビジョンを策定し、冊子を含め情報発信をしていく。

**問** ひとりもの貧困、ひとり親家庭の現状と対策は

**答** 実態の把握に努める



亀山和子議員  
(日本共産党)

成果や必要性を研究し、検討する。法律改正による適用が本来。

**問** 市と観光物産連盟の  
関係は

亀山議員 笛吹市観光物産連盟の本部事務所の所在地は。

代表者、事務局長、職員は。身分と給料の支払い元は。

観光物産連盟への評価は。連盟の機能強化のため、財政的にも事務所も自立すべきだ。

**答** 本市の観光振興の  
主たる団体

飯島産業観光部長 石和町市部 777番地。

倉嶋市長が代表理事、観光商工課観光振興リーダーが事務局長兼務、

観光振興担当2名が職員兼務、専属職員2名の計5人。専属職員の給料は観光物産連盟が支払っている。

市のイベントの実施主体として観光振興の中心的部分を担ってきた。

市の補助金だけでは自立は難しい。関係団体と協議する。

**問** まち・ひと・しごと創生による  
長期ビジョン及びと総合戦略策定は

**答** 今後5年間の最重要アクションプラン



保坂利定議員  
( 笛新会 )

保坂利定議員 人口ビジョンの推計期間、具体的内容、今後の策予定は。

総合戦略における基本方針は。審議組織についての考え方は。総合計画との関連性は。

具体的な数値目標の設定は。

成島経営政策部長 2060年までを期間と考えている。人口の現状

分析と将来展望の2点を内容とする。人口目標値を8月下旬までに設定し、10月末には総合戦略とともにビジョンを策定したい。

産業振興、移住・定住の促進、子育て支援の充実等の施策を重点的に取り組む。

住民代表に加え、産業界・官公庁・大学・金融機関・労働団体・報道機関

による会議開催を考えている。総合戦略は人口減少の克服、地方

**問** 国際観光戦略策定と  
組織設立は

創生が目的。総合計画で定めた指針の全てを組み入れるものではない。今後5年間の市の最重要アクションプランと考えている。

短期・中期の具体的な数値目標を設定し、客観的な指標により検証、必要な改善を毎年行う。

保坂議員 市の持続的発展のため、インバウンド観光の充実が重要だ。

国際交流団体設立の考えは。国際観光戦略の策定は。

**答** 環境整備を図る

飯島産業観光部長 市民レベルで国際化を推進する地域づくりに取り組むことは重要な課題だ。国際交流

協会などの団体と連携を深める。東京オリンピック開催を前に、無

料WiFi設置などの情報提供の拡充や外国語標記など「おもてなし

の環境整備を図る必要がある。

## 問 憲法の順守と活用は

### 答 順守する義務がある



渡辺正秀議員  
(日本共産党)

渡辺正秀議員 市長の憲法順守の考えは。

職員が憲法の理解を深めて生かすため、どのような努力をしているか。教育を受ける国民の権利が笛吹市において堅持されているか。平和都市宣言に關しての事業を展開する考えは。

滞納整理において、憲法25条は生かされているか。

前田総務部長 憲法は法律の上位にあり、国民の権利と自由を守るために定めた決まり。市長として当然順守する義務がある。

全職員は憲法順守を宣誓し入職している。国民全体への奉仕者として、日ごろから業務に取り組んでいる。

笛吹市の教育は、憲法26条、教育基本法等に従い取り組んでいる。

今年は、核兵器廃絶平和都市宣言

から10周年に当たる。「わが町の8月15日展」のほか記念事業として、「映画上映会」「歌語り」「語り部の会」を企画している。

生存権の侵害とならないよう法の規定に従い執行している。

### 問 財政の長期的見通しは

渡辺議員 実質収支額の見込みは

26年度末基金残高は。余剰金を見込んだ財政計画は。普通建設事業費の増加は。基金を堅実かつプラス思考で使うべきでは。

### 答 健全財政に努める

成島経営政策部長 25年度の13億

8千万円を上回る見込み。見込み額を約6億円上回った。予算イコール決算を基本に、繰越金は見込んでいない。

推計を見直し追加変更した。都市計画税については、課税しない場合、市政運営に支障をきたす。

## 問 教育環境の充実

### 答 トイレ改修も計画的に進める



川村恵子議員  
(公明党)

川村恵子議員 教育環境の充実について、学校のトイレの現状、実態

は。文部科学省における、平成23年「学校トイレ改修事例集」の活用は。学校トイレの改修計画は。

小中学校暑さ対策について、熱中症対策は。ミストシャワーの設置は。両宮教育部長 以前の学校トイレ

は、「汚い・臭い・暗い」の3Kなどと言われていた。本市の学校トイレは和式が多くを占め、洋式化が進む家庭とのギャップがあった。

平成22年度に、国の緊急経済対策である「地域活性化きめ細かな臨時交付金」を活用し、小中学校のトイレ改修を行い、洋式化も52%と、トイレの機能向上・環境改善が図られている。

改修の際には、事例集を参考にし、より良いトイレ環境が実現できる

ように検討する。大規模なトイレ改修の際は、洗浄型洋式便座の導入を視野に入れ実施している。

平成23年度から24年度にかけての「学校施設環境改善交付金」を活用し、改築中の石和中学校と芦川小学校を除く、17校の特別支援教室を含む普通教室に、エアコンを設置した。

特別教室については本年度、浅川中学校音楽室に、エアコン設置の予定。来年度以降も、中学校の音楽室を中心に、順次整備していく。

熱中症は熱くなり始めや急に暑くなる日など、まだ暑さに慣れていない時期にも発生する。5月下旬に全校に注意喚起を行った。今後も児童生徒の教育環境維持改善に向け、ハード、ソフト両面で対策を講じる。

ミストシャワーは、環境負荷が少ない上に、効果的に周囲の温度を下げる。校庭への散水、樹木や棚、日陰の配置などの方策と合わせ施設ごとに検討していく。

**問** 防犯灯のLED化は

**答** 助成制度の活用を検討する



中川秀哉議員  
(公明党)

中川秀哉議員 明るいまちづくり推進に向けたLED化は。全市防犯灯LED化の初期投資額は。

40Wの蛍光灯から10WのLEDに換えた場合の年間電気料金削減額は。CO2削減効果は。

政府の温室効果ガス削減目標26%と、自治会の存続にかかわる負担問題は。

鶴田市民環境部長

26年度末、

8,070基の防犯灯が設置されている。市の直接管理は392基。行政区の要望で300基がLED化されている。全てをLED化するには、約2億5千万円が必要。全市LED化の場合、2,175万円の減額。CO2は513トン削減される。

防犯灯LED化の行政区負担軽減

を図りつつ、CO2削減も可能と考え、先進事例や助成制度の活用を検討する。

**問** 安否確認機器の導入は

中川議員 ふれあいペンダント事業、1人暮らし高齢者見守り事業、配食サービス事業の対象者数は。

安否確認サポート(センサー機器)の導入は。

安否確認サポート(センサー機器)の導入は。

**答** 調査検討する

風間保健福祉部長 5月末現在、

ふれあいペンダントの設置は263台、1人暮らし高齢者見守り登録は63人、配食サービスの利用者は49人対象となる在宅ひとり暮らし高齢者は3,885人。それ以外の高齢者のみ世帯は3,014世帯。

電気ポット、ガス、冷蔵庫等の使用状況の確認等、サービス形態はさまざまある。ふれあいペンダント緊急通報システムへの追加設置等について調査検討する。

**問** 認知症等の行方不明者対策は

**答** 地域の見守りを強めたい



神宮司正人議員  
( 笹新会 )

神宮司正人議員 市内の認知症患者数は。10年後の見通しは。

防災無線など捜索依頼の件数、年齢等は。

捜索方法は。市独自の取り組みは。

風間保健福祉部長 4月1日現在、

2,170人。10年後には2,621人と450人以上の増加が推計される。

26年度中、警察からの依頼が13件65歳未満2人、65歳以上1人、75歳以上10人。自宅から8件、施設等から5件。市内5件、甲府市7件、山梨市1件。

GPSによる認知症高齢者見守り事業の普及啓発を図っている。行方不明者発生を予防する取り組みとして、市や社協が民間事業者と協定を結ぶ「地域見守りネットワーク」の構築を進めている。

**問**

石和温泉駅舎完成に  
合わせ発車メロディーを

神宮司議員

新石和温泉駅舎の完

全供用開始予定は。  
オープニングセレモニーは。

駅ホームの発車メロディーを採用する考えは。

**答** JR東日本と協議する

河野建設部長

27年3月に一期工

事が終了し、現在は南側エレベーターや階段、トイレ等の供用を開始している。仮駅舎の撤去も終わり、ホームの連絡通路の撤去工事やエスカレーター部分の基礎工事に着手している。本体工事に合わせ、観光案内所の内装工事なども予定している。28年3月が予定工期で、JR東日本とも連携し、一日も早い供用開始を目指す。笛吹市の玄関口として、生まれ変わった石和温泉駅を強くアピールしていきたい。

観光客をもてなすツールと考える。JR東日本とも協議する。

## 問 石和富士見地域の冠水対策は

### 答 詳細設計業務の中で工期も含め検討する



荻野謙一議員  
( 笛新会 )

荻野謙一議員 昨年度実施した調査測量等の実施内容成果は。

今年度実施する事業内容は。

洪川排水機改修事業の完成目標は。

河野建設部長 約450ヘクタールを対象に浸水のシミュレーションを行った。洪川から伏越による放流先である濁川の影響による滞水が生じ、冠水が発生していることが示された。ポンプ施設の更新を含む冠水対策の必要性が確認された。

今年度は井戸地区に1カ所水路を整備し、洪川排水機場内のポンプ設備の詳細設計業務を実施、その中で工期等を含め検討する。

## 問 人口減少と

### 定住人口対策は

荻野議員 他市からの定住者、分家世帯に5年間固定資産税を免除す

る考えは。

我がまちに住みたくなる、子育て支援策は。

産業振興策、雇用施策は。

### 答 重要課題と認識している

成島経営政策部長 税に関して免除規定を設ける場合、財源確保などの課題を解決しなければならぬ。

他市の状況などを踏まえ研究したい。

3月、「子ども・子育て支援事業計画」を策定した。地域子育て支援センター事業を増設、ホームスター事業は県内に先駆け実施している。

延長保育や障害児保育、一時預かり事業も盛り込まれており、保護者のニーズや利用状況を見極めながら推進していく。

観光面では、ミズベリング構想を起爆剤に交流人口を増やし、市の良いところを知っていただき、定住促進につなげたい。

農業の担い手確保、就職ガイダンスの実施にも努めている。

## 問 公共施設等総合管理計画は

### 答 施設の総量縮減を目指す



志村直毅議員  
( 笛政クラブ )

志村直毅議員 計画策定の進捗は。

討論型世論調査や対話等、マルチステークスホルダー・プロセス手法による意向調査の実施を。

ミスベリング事業のN・T・T用地取得にあたり、費用対効果の検討は。

市営四日市場団地の借地購入で、家賃補助等の建て替え以外の方法は。

リニアの見える丘整備の用地購入を含め、新規の土地取得、建設整備で、更新費と更新可能額への影響は。

公共施設の総量維持は不可能と見込まれるが、更新費不足への見解は。

成島経営政策部長 プロポーザルの応募は4社。管理計画は、来年度中に策定する。

適宜効果的に実施する。

将来の市発展の芽となる用地取得。借地料を支払うより長期的には土地購入、建て替えが最善と判断した。

管理計画は平成27年3月31日現在の公共施設等を対象としている。

更新可能額に影響するが額は未定。本計画で施設総量縮減を目指す。

### 問 計画行政と市の施策は

志村議員 計画に位置づけのない市営住宅建て替えについて見解は。

下水道整備の展開は。

都市計画マスタープラン見直しは。総合戦略と総合計画との関係は。

ミスベリング構想の位置づけは。

### 答 長期的観点で立案

成島経営政策部長 住宅マスタープランは全体計画で、個別の計画については予算化の段階で議論する。

今後10年の整備の方向性を決める。財源は補助金や使用料、起債。

中間年度の30年度には見直す。

総合戦略は、総合計画達成のため

の向こう5年間のアクションプラン。総合計画に沿った具体的事業で総合戦略の中心的施策。

# 総務 常任委員会

6月18日、22日、24日の3日間、委員会を開催。付託された一般会計補正予算1件、動産の取得2件、契約の締結2件の計5件を審査し、賛成全員4件、賛成多数1件で原案の通り可決すべきものと決した。主な質疑答弁は次の通り。

総務部所管

**Q** マイナンバー制度のセキュリティは大丈夫か。  
**A** ネット情報とは分けられており、セキュリティは確保される。

**Q** ふるさと納税は地方自治権を侵害し、反対給付なしという税の基本原則から逸脱しないか。  
**A** 寄附金行為のため考えていない。御礼の品の過熱は問題で、国の通達も踏まえ対応する。

**Q** 昨年度の収納率の見通しは。  
**A** 市税も国保税も一昨年度を上回る見込み。

**Q** 防災行政無線の広瀬地区子局移設工事200万円は。  
**A** 受信不良解消のための移転であり、他の電波の影響と考えられる。

**Q** 公務災害負担金は、どのような事故か。  
**A** 臨時職員が原付バイクで保育料徴収中の自損事故。  
**Q** 入札に対する市長の考えは、地元業者育成・地域振興であるが、石和図書館およびスコレーセンター改修工事入札では、なぜ県内業者まで広げたのか。  
**A** 市内で応札できる業者はAランクの6社。5社以上の応札を見込み入札執行

したい考え方や工事内容も勘案し、市内5社以上の応札は難しいと判断、地域要件を県内に広げた。  
**Q** JVで市内業者に限る考え方はなかったのか。  
**A** 過去の入札も参考に工事費、工事内容を協議し、その必要はないと判断。

消防本部所管  
**Q** はしご車リフター装置修繕費60万円は。  
**A** 基盤部が故障し、バードジョンアップした部品に取り替えるもの。バスケットで対応できるので高層ホテル等の火災も心配ない。

経営政策部所管  
**Q** 道路維持管理費の労報橋関係2、850万円の内容は。  
**A** 労報橋と延長道路200mの測量・設計、地質調査を含み、総額で3、000万円。

**Q** 労報橋架け替え工事は、ミズベリング総工費35億円に含まれるのか。  
**A** 含まれている。  
**Q** 地方創生関連事業に關し、業者任せの人口ビジョンづくりで実効性はあるか。

**A** アイディアは市役所と市民でまとめる方針。委託業者はデータやアンケートの実施が主業務。実効性あるビジョンと考える。  
**Q** NTT用地整備事業のプロポーザルは、通常は企画だけではないか。建設・管理運営までのプロポーザルは、市民や議会の同意を得る機会を省いてしまう。

**A** 実現不可能なプロポーザルが提出されないよう、このやり方が望ましい、同意は予算計上の都度、議会で審議していただく。  
**Q** 集客拠点施設建設費8億円は、回収できる説明だが、プロポーザル契約で回収できるのか。

**A** 商取引に照らし、そのような契約はできない。  
**Q** ミズベリング関係の検討会議の位置づけは。  
**A** 委員の意見をひとつにまとめる会議でなく、アイデアを自由に出す会議。

市民環境部所管  
**Q** みさかの湯男性用サウナは、天井崩落の危険があり工事をを行うが、改修費が

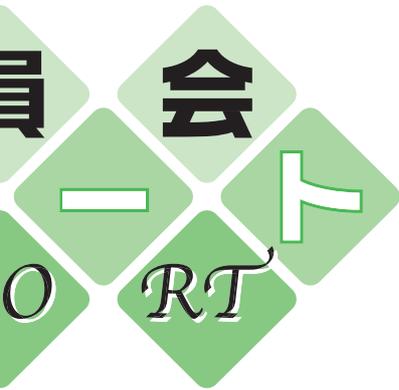
高いのでは。  
**A** 天井裏で釣っている木材の腐朽や、天井が5層構造等で高額になっている。

# 教育 厚生 常任委員会

6月18日、22日の2日間、委員会を開催。付託された条例の一部改正1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、財産の取得1件の計6件を審査し、賛成全員でいずれも原案の通り可決すべきものと決した。主な質疑答弁は次の通り。

保健福祉部所管  
**Q** 保育職員の1人減は計画されていたか。短期職員の雇用期間は。  
**A** 現場の保育士が1人退職し、1人を保育所へ戻す。補完的な意味で短期雇用職員を採用した。期間は週1回勤務で1年間。

**Q** 就労支援員は退職職員を再任用したが、国庫負担



# 委員ポ RE P

の対象でないのか。

**A** 人件費の4分の3は国が負担、市は4分の1。

**Q** 職員人件費の職員1人減額はどうか。

**A** 専門職の配置は体制上確保が困難。

**Q** 低所得者保険料軽減繰出金の低所得者人数は。

**A** 平成27年度は所得段階第1段階の方は3、843人、保険料率を0・45に軽減。

市民環境部所管

**Q** 市道5194号線の公有財産購入費と補償費減額は。

**A** 市道5276号線の交差角度変更で、道路面積が減少し緑地エリアが増加するため。

**Q** 財産の取得審査で、土

地の買収単価が違うのは。

**A** 農地価格は平坦地が1㎡当たり9、000円、平坦と傾斜地が8、300円、傾斜地が7、500円の3段階。宅地は18、000円。

**Q** データヘルス計画作成委託料はどんな計画か。

**A** レセプトデータによる分析と課題を把握し、複数年度の計画を策定。交付金を受けするための業務委託料。



財産の取得について説明を受ける  
(境川町寺尾)

**Q** 後期高齢者医療特別会計補正予算の審査で、一般管理事業2人分の人件費は1人追加か。

**A** 新人職員の給与で計上していたため、差額が生じ人件費が増額。

教育委員会所管

**Q** 小学校施設計画改修事業の吊り天上改修工事は、全小学校が対象か。

**A** 200㎡以上、6m以上の特定天井はこれで完了。窓ガラスなど非構造部材の改修が残っている。

**Q** 放課後子ども教室事業のコーディネーター増加の状況は。

**A** NPO法人学びの広場ふえふきに委託。学力向上フォローアップ事業事務量の増加で委託料を増額。

## 建設 経済 常任委員会

6月18日、22日の2日間、委員会を開催。付託された一般会計補正予算1

件、特別会計補正予算1件、水道事業会計補正予算1件、給湯事業会計補正予算1件、市道廃止・認定2件、字の区域の変更1件の計7件を審査し、賛成全員でいずれも原案の通り可決・認定すべきものと決した。主な質疑答弁は次の通り。

**産業観光部所管**  
**Q** 定年就農推進事業は。  
**A** 市外在住の定年退職者が対象。区画農地や農機具を貸し出し、就労機会の提供で新たな担い手を確保する。圃場を整備し秋に募集。

**Q** プレミアム付商品券発行事業の販売状況は。  
**A** フッキー券(20%プレミアム付)40、000セットの販売、子育て応援商品券3、600セットを未就学児世帯に配布。商品券の内容や販売方法等を検証し、今後につなげていきたい。

**建設部所管**  
**Q** 「公営住宅四日市場団地建替え事業」計画の進捗状況は。  
**A** 現在、地権者と交渉中

笛吹フェアトップセールスに参加  
(東京大田市場)



であり、合意が得られたところで実施設計を行う。

**Q** 石和温泉駅舎の今後の計画は。  
**A** 駅舎の跨線橋解体工事後に、駅舎北口の工事を発注し、着工する予定で進めている。植栽はメインにしだれ桜、周辺にはイロハモミジを予定している。



## 東京と笛吹市をつなぐ 未来都市ガーデンシティー



八代町永井  
廣瀬光男

昔話になりますが、若いころ山梨県庁に勤め、企画課を最後に退職し、山梨県の情報産業拠点開発という企業誘致に取り組み成功させた経験を持ちます。

国全体が人口減少時代にあり、地域では若者の働く場所がだんだん少なくなってきました。笛吹市は農業と石和温泉観光の2つが産業の柱ですが、新たな産業を生育て、経済や文化を活性化していくことが大事で、特に子どもたちの心が豊かに育つ地域づくりに目をむけていきたいものです。

現在、経営する会社は笛吹市内にあり、ソフト開発という仕事を東京など全国から受注し、ここで完成させます。このため、社員は東京に転居することなく、市内に家族と住み働くことができます。

そして、これをもっと拡大する「ガーデンシティー」という大掛かりなプロジェクトにチャレンジすることにし、2年前「百年まちづくりの会」という団体を新たに発足しました。リニア新幹線を生かすプランで次の時代、東京と笛吹市の2つの地域は密接不可分の関係に発展し、新しいまちの物語が生まれるかも知れません。この地域に全く新しい時代が生まれていくことを夢みながら、頑張ってみたいと思います。

## 9月定例議会を傍聴してみませんか！

議会運営内容が確定後、市ホームページ上で会期日程・質問内容(表題)を公開しております。参考にご覧ください。

### 平成27年 第3回定例会本会議の日程(予定)

- 9月3日(木) 午後1時30分～ 本会議(初日)市長行政報告・議案説明・質疑・付託
  - 7日(月) 午前10時～ 代表質問
  - 8日(火) 一般質問
  - 9日(水) 一般質問予備日
  - 28日(月) 午後2時30分～ 本会議(最終日)委員会審査報告・質疑・討論・採決
- 日程等に変更がある場合もあります。傍聴へはお気軽にお越しください。  
傍聴席へは先着順となります。(傍聴人定員42名)

NNS・甲府CATV(10チャンネル)で、市議会の録画中継が見られます。  
放送日時は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

### 編集後記

真夏の光が笛吹の地を照らし、果実がまさに熟れるこのごろです。桃・ブドウ・スモナど日本の果実郷は、一年で最も忙しい時期を迎えています。しかし、夏は祭りの季節です。特に各町で行われる「ふるさと祭り」は、旧盆の時期に里帰りした人たちの交流の場となつています。毎年多くの人が集まるイベントです。観光客ばかりではなく、ふるさとに里帰った人たちへの「おもてなし」をしつかりたいと思います。

議会広報編集委員会委員

(岩沢 正敏)

### 表紙説明

題字は大久保俊雄議長

### たわわに実る 笛吹市特産の桃

今年は生育が進み、7月上旬の長雨で苦勞もあった分、おいしさもひとしおです。

(撮影地：春日居町地内)

INTOYO INTERFACE



笛吹市議会だより No.43

〒406-8555 山梨県笛吹市八代町南917  
TEL.055-265-2112(直通) FAX.055-265-1101  
URL: <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

発行者：笛吹市議会議長 大久保俊雄 / 編集：笛吹市議会広報編集委員会  
委員長：荻野 謙一 副委員長：古屋 始芳  
委員：岩沢 正敏 志村 直毅 渡辺 清美 北嶋 恒男